



# モーリス・グレゴリーの来日と廃娯運動の全国組織 ・廓清会の発足：イギリス・インド・中国・日本 を結ぶ社会改良運動史の一断面

著者	林 葉子
雑誌名	キリスト教社会問題研究
号	69
ページ	31-60
発行年	2020-12-20
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/00027833">http://doi.org/10.14988/00027833</a>

## モーリス・グレゴリーの来日と廃娼運動の全国組織・廓清会の発足

—— イギリス・インド・中国・日本を結ぶ社会改良運動史の一断面 ——

Maurice Gregory's Visit to Japan and Its Impact on the Japanese Movement against Licensed Prostitution: Establishment of the Japanese Purity Agitation Society "Kakusei-kai" as a Significant Milestone in the Christian History of U.K.-India-China-Japan Relationship

林 葉 子

HAYASHI, Yoko

本稿では、イギリスの廃娼運動家・モーリス・グレゴリーの来日（1911～1912年）に焦点を当て、日本の廃娼運動の全国組織である廓清会が万国廃娼同盟会に加盟した経緯について論じる。特に、グレゴリーが来日の約22年前にクエーカーのクリスチャンとしてインドのボンベイで『アジアの旗』を刊行し始めた頃には、イギリス帝国と日本の近代公娼制度の関係に既に関心を持ち、それをアジアのイギリス領におけるアヘン取引問題との関連において捉えていたことを明らかにする。

In this paper, I focus on Maurice Gregory's visit to Japan from 1911 to 1912 as a director of the British Committee of the International Federation for the Abolition of State Regulation of Vice and how the Japanese Purity Agitation Society 'Kakusei-kai' joined the membership of the Federation. I explain how Gregory as a Quaker became interested in the relationship between the problems of the opium trade under the governance of the British Empire and problems of the Japanese licensed prostitution when Gregory and his friends started publishing *the Banner of Asia* in Bombay in 1889.

- I はじめに——国際的社会改良運動史の中のモーリス・グレゴリー
- II 『アジアの旗』(*The Banner of Asia*) にみる廃娼・禁酒・アヘン取引廃絶——イギリス帝国とインド・中国・日本の関係をめぐって
- III グレゴリーの来日と廓清会
- IV おわりに——グレゴリーの来日が日本社会に与えた影響

注

## I はじめに——国際的社会改良運動史の中のモーリス・グレゴリー

1911年7月8日に発足した日本の廃娼運動の全国組織・廓清会については、これまでその機関誌である『廓清』の検討を中心に日本国内の活動についての研究が行われてきたが、廓清会に集う人々が海外の廃娼運動団体とどのように連携してきたかという点については、ほとんど研究されてこなかった。本稿は、廓清会の設立に深く関与したイギリス人、モーリス・グレゴリー（1859～1932年、Maurice Gregory、以下、グレゴリーと略記）の足跡を明らかにすることによって、廓清会設立の経緯を国際的な社会改良運動の歴史の中に位置づけようとするものである。

廓清会は、発足当初、特にイギリスとの関係が深かった。1911年度の廓清会の収支決算報告によれば、その収入の6割は寄付金（2049円81銭）であるが、寄付金収入のうちの約36パーセント（746円78銭）は、万国廃娼同盟会（The International Federation for the Abolition of the State Regulation of Vice）の英国支部（The British Committee）からの寄付であった。<sup>(1)</sup> さらに、同支部から派遣されたグレゴリーが、個人名でも114円23銭の寄付をしていた。<sup>(2)</sup> 『廓清』の誌面には英文の目次や記事が掲載されており、国内の日本人だけでなく、海外在住の日本人と外国人も読者として想定されていたことがわかる。

万国廃娼同盟会は1875年に発足<sup>(3)</sup>し、廓清会発足当時の日本の知識人の間で廃娼運動の闘士として知られていたイギリスのジョセフィン・バトラー (Josephine Butler) が最初の名誉会長となった団体で、スイスのジュネーブに本部を置いていた。すでに1889年の時点で、イギリス、アメリカ合衆国、ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、スウェーデン、インド、イタリア、ロシアに関連団体があり<sup>(4)</sup>、グレゴリーが来日した頃には、それらの定期刊行物が、9ヶ国語で刊行されていた<sup>(5)</sup>。

廓清会は、この万国廃娼同盟会に加盟することを1912年2月13日の評議員会で可決して<sup>(6)</sup>、『廓清』は万国廃娼同盟会の21番目の定期刊行物と位置付けられることになった<sup>(7)</sup>。また、そのように「我廓清会を世界の同志の仲間に入らせられた<sup>(8)</sup>」のはグレゴリーであったと『廓清』は紹介している。この加盟については、すでに同年1月24日の廓清会の臨時役員会でも議案となっており、議事録には、「益富〔政助〕理事よりグレゴリー氏へ加入の条件を照会し、同条件にして本会の堪え得る負担ならば加盟する事を決議<sup>(9)</sup>」したと記されている。つまり、その加盟にあたっては、廓清会からの照会が先だったのであり、日本の側が、万国廃娼同盟会との組織的な連携に積極的であったことがわかる。グレゴリーの帰国後も、『廓清』では、しばしば欧米の廃娼に関する情報が掲載されており、日本の廃娼運動を進める上では、欧米の実例が重視されていた。

他方で、万国廃娼同盟会英国支部の側が、なぜ日本の団体に多額の寄付をして、どのような経緯で日本における廃娼運動の全国組織の形成をバックアップしようとしたのかという点については、日本に残された史料だけから推測することは難しい。グレゴリーは万国廃娼同盟会と日本の廃娼運動をつないだキーパーソンであったが、日本で閲覧できるグレゴリー関連の史料は、『欧州諸国醜業公認制度廃止運動』（益富政助編、廓清会本部発行、1913年）と『廓清』の第1巻第3号から第2巻第10号までに掲載された関連記事、および第22巻第12号のグレゴリー追悼の記事に限られている。

そのため本稿では、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）の女性図書館（The Women's Library）とブリティッシュ・ライブラリー、および、オランダ・アムステルダム社会史国際研究所（International Institute of Social History）に所蔵されているグレゴリー関連の英文史料を併せて参照し、彼が来日前にどのような活動を行い、来日の経験をどのように書き記したかを検証することによって、グレゴリーが日本に派遣された理由とその歴史的意義について考察した。

その史料調査の過程での最大の発見は、日本へのグレゴリーの派遣が、狭義の廃娼運動史には収まりきれないグローバルな社会改良運動史の文脈に位置づけられるべき出来事であったということである。グレゴリーの関心は、日本そのものよりも、むしろ帝国としてのイギリスとアジアとの関係にあり、イギリス帝国が犯した「罪」としてアジアにおけるアヘン中毒の蔓延等の社会問題と向き合い、近代公娼制度も同様に植民地主義に派生している問題だと捉えて、それらの帝国の「罪」の、いわば償いのための社会運動を行っていたと考えられるのである。その詳細については後述するが、グレゴリーは、単に日本とイギリスの二国を点と点とで結んだ存在ではなく、彼の視野は、広くアジア・太平洋地域とアメリカ合衆国にも及んでおり、その彼の来日は、彼がキリスト教徒としてイギリス帝国の支配の在り方を正そうとした国際的な社会改良運動の一環であったことを、最初に指摘しておきたい。

グレゴリーの経歴については、これまでの調査によって、以下のことがわかっている。

1859年にイギリスのブリストルで生まれた彼は、1869年以降のイギリスにおける公娼制度とその廃止問題に強い関心を持つ両親のもとで育った。<sup>(10)</sup> 1869年は、イギリスの陸海軍の駐屯地で娼婦と見なされた女性たちへの強制的な性病検査が広範囲に実施されることになり、それを定めた法の廃止を求める廃娼運動が盛んになり始めた年である。1876年、17歳の時に、イギリスで最も早い時期に

男女共学を実施したクエーカーの学校<sup>(11)</sup>に入学し、徳育に力を入れたその学校で学んだことが、彼のその後の社会活動の基礎を形作ったとされる<sup>(12)</sup>。1880年、21歳の時に、ブリストルで救世軍の集会に参加し、救世軍の大尉であったジョージという名の女性が伝道と救済のために私娼街に入って行って暴行されたのを目撃し、彼女たちの大胆さや健気さに感銘を受けた<sup>(13)</sup>。同時期、彼はマンチェスターへ行って、「同志の友」と共に廃娼問題について「熱心に研究した」<sup>(14)</sup>。

1883年、24歳の時にロンドンに出て、初めて自ら廃娼運動に参加し<sup>(15)</sup>、それ以降、ジョセフィン・バトラーの存命中は、彼女の活動を助けた<sup>(16)</sup>。後述のアルフレッド・ステース・ダイアーらと出会ったのもこの頃である。この後、彼は廃娼運動家としてイギリスの約340の市街地を訪問・視察し、廃娼の必要性を訴えた<sup>(17)</sup>。

彼自身は、クエーカー（キリスト友会、基督友会、フレンド派）のキリスト教徒である<sup>(18)</sup>。彼の多彩な社会活動の組織的基盤は、クエーカーの社会運動団体であったと考えられる。1873年にロンドンで設立されたキリスト友会廃娼協会（Friends' Association for Abolishing State Regulation of Vice）には1887年頃から関わり続け、同団体とその後継団体であるキリスト友会社会純潔促進協会（Friends' Association for the Promotion of Social Purity）において幹事（secretary）を務めた<sup>(19)</sup>。

グレゴリーは、インドで3年間暮らし<sup>(20)</sup>、その間、1889年にボンベイで創刊された『アジアの旗』（*The Banner of Asia*）の編集者として自らも執筆活動を行った。次章で詳述するように、彼は、インドと中国を巻き込んだイギリスのアヘン取引の廃止等や、インドにおける廃娼と女性差別撤廃、そして禁酒を求めた。1892年には『中国に対するイギリスの罪——アヘン取引小史』（*Britain's Crime against China: A Short History of the Opium Traffic*）と題する小冊子に『アジアの旗』で論じ続けたアヘン問題に関する論考をまとめ、1896年には『キリスト教世界の最大の犯罪 附・その廃絶のためのキリスト友会の取り組み小史』（*The Crowning Crime of Christendom. With a Short History of the*

*Effort of the Society of Friends for its Abolition*) を刊行している。

彼は、1899年と1902年にベルギーのブリュッセルで開催された性病防止のための国際会議に出席し、同会議でイギリスにおける性感染症問題の統計調査の結果を発表した。<sup>(21)</sup> 1902年から1903年にかけては、インドにおける検黴（娼婦とみなされた女性の性病検査）実施に反対していたキリスト友会協会の派遣で、カルカッタ、ボンベイ、マドラス等において、同地の廃娼運動や禁酒運動の主要な活動家から情報を広く収集した。<sup>(22)</sup> その際、インド最大の女性のための救済所（Rescue Home）を運営していたパンディタ・ラマバイ（Pandita Ramabai）にもインタビューしている。<sup>(23)</sup>

1903年、イギリスで、男性たちの道徳的向上を目的とする名誉同盟（Alliance of Honor、「名誉義団」）の創設に関わって、その役員になった。<sup>(24)</sup> 1911年の来日までに、彼はヨーロッパ大陸に約40回渡航し、アメリカ合衆国にも2回訪問して、<sup>(25)</sup> 廃娼のための講演活動等を行った。1911年10月9日の来日の時の肩書きは「万国廃娼同盟会英国支部」の幹事であり、同支部の機関誌である『シールド（盾）』（*The Shield*）に、たびたび執筆している。日本には約5ヶ月間滞在して日本の廃娼運動を支援し、帰国後も、数多くの国や地域における経験を活かして国際的な廃娼運動を行なった。1932年10月7日、73歳の時、クエーカーの集會に参加中に体調を崩して、死去した。<sup>(26)</sup>

このようなグレゴリーの経歴を様々な史料からたどっていくと、彼は、日本よりもむしろインドに深く関与していた人物であったことがわかる。しかし同時に、その彼がインドのボンベイでの活動を開始した頃には、すでに日本に対して強い関心を持っていたこともわかるのである。そのことがよく示されている史料は、次章で紹介する『アジアの旗』である。

## Ⅱ 『アジアの旗』 (*The Banner of Asia*) にみる廃娼・禁酒・アヘン取引廃絶 ——イギリス帝国とインド・中国・日本の関係をめぐって

『アジアの旗』は、1889年1月に創刊された英文の月刊誌である。それは、インドのボンベイに編集部があり、同地とイギリスのロンドンで発行されていた。刊行当時は、インド、イギリス、セイロン、日本、海峡植民地、上海、香港、アメリカ合衆国、オーストララシア(オーストラリア、ニュージーランド、ニューギニア等)で購読することができた。<sup>(27)</sup>『アジアの旗』の本文はすべて英語で記されているが、第3号からは、表紙に「亜細亜之旗」という漢字の表記が加わっている。同誌の表紙の最も目立つ上部には、聖書の詩篇60篇4節「なんぢ真理のために挙げしめんとて汝をおそるるものの一つの旗をあたへたまへり(Thou hast given a banner to them that fear thee, that it may be displayed because of thy truth)<sup>(28)</sup>」が掲げられており、タイトルの「旗」に込められた意味が示されている。また、創刊号の巻頭言には「進め、(キリスト教徒の)つわもの」“Onward, Christian soldiers”という言葉から始まる讚美歌が紹介され、その歌詞の中の“See His Banners go!”という箇所もまた『アジアの旗』という名の由来の一つだと説明されている。<sup>(29)</sup>

その創刊号の巻頭言の一行目には、「『アジアの旗』は、キリスト教会の過激派(militant)のための旗である」と明記されており、キリスト教徒の中でも、イギリス帝国内の不正の問題に関心を持ち、ラディカルな社会運動を支持する人々に向けた雑誌であったことがわかる。特に、性の売買を目的とする人身取引や、アルコール飲料やアヘンの商取引を合法化している政府の邪悪さを正すこと、すなわち、廃娼、禁酒、アヘン取引廃絶の3つが、この雑誌の刊行目的<sup>(30)</sup>だった。

『アジアの旗』の編集者は、アルフレッド・ステース・ダイアー(Alfred Stace Dyer、以下、ダイアーと略記)と、ウォレス・J・グラッドウィン(Wallace

J. Gladwin、以下、グラッドウィンと略記) と、グレゴリーの3名である。『アジアの旗』の年間購読の予約を受け付けていたのは、ボンベイのターデオ (Tardeo) にあった『アジアの旗』の事務所と、ロンドンの公衆道徳改善協会 (Association for the Improvement of Public Moral) による月刊紙『センチネル (歩哨)』 (*The Sentinel*) を発行していたダイアー・ブラザーズ (Dyer Brothers) の事務所であった。

グレゴリーは、『アジアの旗』の創刊の頃からターデオに住んでいたが、そのターデオの周辺では、『アジアの旗』の刊行だけでなく、同地在住のキリスト教徒による様々な社会活動が行われていた。それらの活動の中でリーダーシップをとっていたのは、ダイアーである。ダイアーはターデオで『アジアの旗』の他にも『ボンベイ・ガーディアン』 (*The Bombay Guardian*) と題するキリスト教系の新聞を刊行しており、それは「インドやその他の東洋のイギリスの占領地での伝道の進展や道徳改革に関心のある人々」に向けたものであった。<sup>(31)</sup> ターデオに事務所を置いていたインド福音純潔協議会 (Gospel Purity Council for India) の議長もダイアーであり、グレゴリーはその書記を務めていた。<sup>(32)</sup> また、ターデオには、リチャードソンという女性が運営していた性的問題に悩まされている女性たちのための更生病院 (reformatory hospital) があつた。<sup>(33)</sup> ターデオから1 kmほど離れた場所にあるグラント・ロード・ブリッジ (Grant Road Bridge) には、ダイアーの妻が管理している希望の家 (Home of Hope) という救済ホームがあり、まだ実際の危害には遭っていないものの危険な状態におかれている女性たちのシェルターになっていた。<sup>(34)</sup> そのように『アジアの旗』の周辺では、言論活動だけでなく、困窮している女性たちに対する実際的な救済活動が行われていたのである。

そうした救済活動の実施にあたっては、アメリカ合衆国における黒人奴隷解放運動の経験が強く意識されていたと考えられる。『アジアの旗』の事務所では、逃亡奴隷を助けたクエーカーのリーヴァイ・コフィン (Levi Coffin) による『あ

る奴隷廃止論者の回想——スリリングな出来事、英雄的行動、そして見事な奴隷逃亡とアメリカ合衆国における反奴隷制の地下鉄道』(*Reminiscences of an Abolitionist. Thrilling Incidents, Heroic Actions, and Wonderful Escapes of Fugitive Slaves, in Connection with the Anti-Slavery Underground Railroad of the United States, 1877*) の販売を請け負っていた。また、そのことを示す広告には、コフィンが自分の家で妻とともに逃亡奴隷をかくまい、自由の地であるカナダまで逃亡させた「地下鉄道」運動の概要が紹介されている<sup>(35)</sup>。同時期の日本の廃娼運動においても、アメリカの黒人奴隷解放運動との思想的つながりがしばしば強調されていたが、それは英領インドでの廃娼運動にも共通する傾向であったことがわかる。

『アジアの旗』では、インドやセイロンにおける CD 法 (Contagious Diseases Act) の実施、すなわち娼婦と見なされた女性たちに対する性病検査の強制実施の問題や、その社会的背景としての女性の人権の軽視については、ほぼ毎号、批判の記事が掲載されている。創刊号では、グラッドウィンがそうした記事を執筆しているが、彼がその記事で問題解決のための協力を呼びかけた相手は、インドやセイロンだけでなく、ビルマ、海峡植民地、中国、そして日本にいる「本物のキリスト教徒たち」であった<sup>(36)</sup>。

特にグレゴリーが関与したケースとしては、ボンベイからは離れたパトナー (Patna) という町で、ルーチミン (Luchmin) という名の現地の14歳の少女がその母親に売られ、その少女の救済のために行った裁判闘争がある。ルーチミンは、9歳の時に結婚させられたが、2年後に、夫である少年は亡くなってしまった。彼女が14歳の時、現地のバイブル・ウーマンの活動を通じて接点を持った宣教師・エイブラハム (Miss Abraham) が、ルーチミンの属するカーストでは寡婦は再婚できないことになっているにもかかわらず男性と同居していることを不審に思って本人に尋ねたところ、ルーチミンは、彼女の母親によって、100ルピーでその同居している男性に売られたことがわかった。彼女の母親は、

最初、娘が寡婦であることを隠してその男性と結婚させようとしたのだが、騙されたことに気づいた彼が怒り出したので、今度は彼に、娘を娼家に売るつもりであると話して、交渉の末、娼家ではなく彼に娘を売ることにしたのである。ルーチミンがキリスト教徒になり、エイブラハムの手助けによって同居の男性との関係から逃れようとしたのは、1888年10月頃のことである。しかし、パートナーの裁判官にはそれが認められず、彼女を売った母親の元に戻るようにと命じられてしまった。そこで、エイブラハムはダイアーに電報で相談し、本件にグレゴリーが関与することになった。グレゴリーは、パートナーの裁判所ではこのケースを解決できないと判断し、ルーチミンが更なる暴力にさらされる危険もあったので、カルカッタの高裁に持ち込むことによって解決しようとした。しかし、カルカッタでも、ルーチミンの自由を保証する結果は得られなかった。再びグレゴリーがパートナーに戻ったところ、状況が変化しており、ルーチミンを買った男は、彼女を放棄する代わりに、毎月、彼女の母親に口止め料を支払うようにと求めた。<sup>(37)</sup>しかしエイブラハムはそれに納得せず、さらにそこからカルカッタの高裁で新たな裁判闘争を始めた。しかし、1889年6月、インド政府は州の書記官に宛てて、パートナーの裁判官が出した結論を正当化する文書を出した。<sup>(38)</sup>グレゴリーは、こうした一連の出来事が、いかに不正であるかを『アジアの旗』の読者に訴えている。

なお、このパートナーでの人身売買事件については、日本でも東京婦人矯風会の『東京婦人矯風雑誌』が、1889年4月に報じている。<sup>(39)</sup>その記事は同誌の表紙裏の目立つ場所に掲載されており、同年1月に刊行された『アジアの旗』の記事（「パートナー事件」“The Patna Case”）と内容がほぼ同じであることから、出典として示してはいないものの、その『アジアの旗』の記事を紹介したものであることは明らかであり、東京婦人矯風会の会員の中に『アジアの旗』を購読している人がいたと推定される。

このパートナー事件の背景には、インドにおける児童婚や、カースト制度のも

とでの寡婦の不当な権利侵害や、買春春に関連する人身売買の横行など、様々な問題が複雑に絡み合っており、さらにその背後には、インド社会における深刻な女性差別があった。グレゴリーは『アジアの旗』で、イギリス帝国のインド支配が、そうした状況にどのような変化をもたらしたかを説明しながら、イギリス帝国の支配下で新たに発生した問題について解説している。

たとえば、CD法の導入は、インド政府にサティー (Suttee) と呼ばれる寡婦を焼き殺す制度をいったん止めさせるきっかけになったが<sup>(40)</sup>、代わりに寡婦たちは、服飾品を奪われたり、暗い部屋に閉じ込められたり、周囲の人たちとの交流を絶たれるなど、緩慢な死が強制される事態 (slow murder) に陥っているとグレゴリーは論じている<sup>(41)</sup>。1888年以降、イギリス本国におけるCD法撤廃 (1886年) の影響で、ボンベイやマドラスやカルカッタにおける公認の娼家が閉鎖されることになったが、それ以降もインドでは現地の女性たちの性搾取の被害は深刻であり、グレゴリーは『アジアの旗』から離れた後もそうしたインドの社会問題に取り組み続けた。彼は1908年に『社会悪についてのインドの法律』 (*Indian Law on the Social Evil*) と題する著作をロンドンのキリスト友会廃娼協会 (Friends' Repeal Association) から刊行しているが、そこでも、インドにおける買春や性的虐待から子どもを保護するための法律や判例と児童婚の問題について論じている<sup>(43)</sup>。

インドへのCD法の適用がイギリス帝国軍を性感染症から守ることを表向きの目的としていたのと同様に、日本における近代公娼制度の導入は、最初、日本に滞在するイギリス兵の性感染症予防を目的としてイギリス軍が日本政府へ圧力をかける形で実施された。つまり日本では、最初の梅毒病院がイギリス人によって設置されたのであるが<sup>(44)</sup>、その点について『アジアの旗』は、第3号 (1889年3月) に「日本政府へのアピール」と題する社説を掲載し、次のように論じている。

昨年〔1888年〕、テムズ川でイギリス海軍の提督のアルフレッド・ライダー（Ryder）が自殺と見られる溺死をしたが、彼が1876年に中国の海でイギリス艦隊を率いていた頃、密かに上海に近代公娼制度を導入した。彼は、自分の影響力をできるだけ広く行使しようとして、日本政府に対しても、よく調べもしないままに、近代公娼制度は「文明化のためのイギリス的な制度」であると主張して、それを日本の素晴らしい町にも導入するよう強く促し、実際に導入された。しかし、近代公娼制度が「イギリス的な制度」だというライダーの説明は、まったくの虚偽である。<sup>(45)</sup>

そして、イギリス帝国の植民地や占領地への近代公娼制度の導入は秘密裏に行われたことであり、娼婦と見なされた女性たちに対する定期的な性病検査の実施は、イギリス本国に限らず、どの国においても感染防止策としては失敗で、かえって性感染症患者を増やすだけであったということ、コペンハーゲンやインドでの詳細なデータを挙げながら説明している。日本政府に対しては、そのように「近代公娼制度は国家を弱くする」のであって、「神は、たくましく繁栄している日本の国家が、そのような衰退の道をたどることを許さないだろう」と述べ、日本政府に対し、「性的不道徳を公認するすべての法律を廃止することや、女性や子どもを虐待している全ての楼主たちを嚴重に処罰すること」を求めている。<sup>(46)</sup>

日本への近代公娼制度の導入については、「数人の浅薄で腐敗したイギリス人」によって持ち込まれたと論じ、それは「イギリス的なもの」（“English” one）ではなく、むしろそれと正反対なものだと主張している。真の「イギリス式の対処法」は、聖書に基づくものであって、その具体的な在り方については、イギリス本国における1885年の刑法改正法の制定の経緯、つまりイギリス本国における廃娼の歴史を参照してほしいと読者に求めている。そしてその「日本政府へのアピール」の文章の最後を、「日本政府がアヘンの輸入を賢明にも禁

じたように、私たちは日本国民に、〔イギリス的という〕詐欺的な表現を用いて日本にもたらされた近代公娼制度を廃止することを求める」という一文で結<sup>(47)</sup>んでいる。

このような日本政府へのアピール文からは、『アジアの旗』の編集者たちが、グレゴリーの来日の約22年前の時点で、すでに日本の近代公娼制度の成り立ちとイギリス帝国との関連について強く意識していたことが確認できる。そして彼らが、日本の近代公娼制度に対して、イギリス帝国に属するキリスト教徒として責任を感じ、アヘン取引の廃絶を訴えるのと同じように、自分たちこそが公娼廃止の必要性について訴えていかなければならないと考えていたことがわかるのである。日本で近代公娼制度が導入されてしまったのはイギリス人の責任でもあるという主張は、グレゴリーの『キリスト教世界の最大の犯罪』（1896年）でも繰り返されている。彼はその小冊子の中に「日本」という小項目を立てて、日本でイギリス海軍の軍医が日本人の医師にヨーロッパ式の（性病検査の）方法を教えるために横浜の（梅毒）病院を監督し始めた1868年までは、日本にも公娼制度はあったものの、決して現在のヨーロッパ式の公娼制度のような恥ずべき状態に陥ることはなかったと、バークレー・ヒル（Mr. Berkley Hill, F.R.C.S.、CD法の推進者として知られる王立外科医師会の医師）の証言をもとに記している<sup>(48)</sup>。

近代公娼制度の廃止問題だけでなく、『アジアの旗』では、日本のキリスト教徒による社会改良運動全般に関心が寄せられていた。たとえば『アジアの旗』の第6号には、『女学雑誌』を紹介する記事が掲載されている。ただし、英日の言語の壁があるためか、その記事内容には間違いも多かった。『女学雑誌』のタイトルは、*Yogaku Zasshi*と誤って表記されており、主筆の巖本善治の名前も、Mr. Yoshiharn Iwamotoと記されている<sup>(49)</sup>。さらにその記事で『女学雑誌』について「日本において日本語で刊行された最初で唯一のキリスト教系雑誌」と説明しているのも事実誤認である<sup>(50)</sup>。しかし、日本で廃娼論が力を持ちつつあ

ると『女学雑誌』で論じられているという説明は、事実在即している。またその記事の中で、日本の地方議会在が廢娼を決めたと報じているのは、原文には明記されていないものの、群馬県の廢娼について論じたものだと考えられる。そのように、部分的には不正確さが見られるものの、『アジアの旗』の記者が日本のキリスト教徒の動向を幅広く捉えようとしていたことがわかる。

また、『アジアの旗』第7号（1889年7月）に島田三郎を紹介する記事が掲載されていることは、特に注目すべき点である。島田はその1889年の時点で、すでに日本の廢娼運動を率いる存在であったが、1911年のグレゴリーの来日時に深く関与することになった廓清会では、初代の会長だった。その島田三郎（『アジアの旗』の原文では Mr. Samuro Shimada と表記されている）についての記事では、彼が「イギリスにおける宗教生活について詳しく知るために」訪英したことや、エディンバラで彼が行った講演の内容について紹介されている。島田はその講演で、日本で「すばらしい革命」が起こっていると述べ、それはイギリスと同様に日本でも進歩的なキリスト教信仰が禁酒論に結びつくことで生じた変化であったと論じ、イギリスから日本へ輸出されている酒が日本人の健康的生活を脅かす原因になっていると理解されるようになるにしたがいで、日本では、西洋の素晴らしいものを取り入れながらも悪いものは排除しようと努めているのだと説明して、イギリスの「本当のキリスト教徒」に対して、そのような日本の「革命」に対する共感と祈りを求めたとのことである。<sup>(51)</sup>日本の禁酒運動については、この記事の他にも、串田しげ（Kushida Shige）が禁酒運動を学ぶためにアメリカ合衆国へ行ったことや、ホノルルで開催された天皇誕生日を祝う日本人の集まりが初めてワイン無しで開催されたことなどが紹介されている。<sup>(52)</sup>

このようにグレゴリー等が日本に対して関心を寄せた理由としては、前述のイギリス帝国による日本への近代公娼制度導入の経緯にまつわる罪責感だけでなく、中国やインドとの対比において日本が急速に文明化できたのは、日本が

イギリス帝国によるアヘン取引の問題にあまり巻き込まれずに済んだからではないかという見立てがあったためだと考えられる。『アジアの旗』第12号には、「中国と日本—その著しい差異」(“China and Japan—A Striking Contrast.”)と題する記事が掲載されており、中国がフランスとの戦争が起こるまで停滞していたのに対し、日本は開国後に急速に文明化し立憲的な政府を樹立しており、その両者の違いはイギリス帝国が中国にもたらしたアヘン問題と関係があると論じている。<sup>(53)</sup>

グレゴリーの関心は、主にそのようなイギリス帝国とアジアとの関係に向けられていたが、イギリスが直接的に統治する領域を越えて、帝国支配の悪影響が帝国の外部へ広範囲に広がっていくことについても警戒していた。彼がキリスト友会廃娼協会の書記として1898年7月に発行した「宣教師は、なぜ廃娼運動を支援しなければならないか」と題する文書の中では、マンチェスターなどで作られたイギリスの商品を買うために、ボンベイ、カルカッタ、ラングーン(ビルマ)、香港、上海などへ、まだ宣教師らが訪れたことのないチベット、アフガニスタン、ペルシャ、中央アジア、中国等の各地から人々がやってきて、買い物ついでにヨーロッパ式の公娼制度を見て、キリスト教徒の行いについての酷く不名誉な土産話を持ち帰ることになっていると報告し、廃娼運動を支援することは、伝道活動の不可欠な一部であると訴えている。<sup>(54)</sup>

このようなグレゴリーらによる『アジアの旗』とその後の言論活動をたどっていくと、近代公娼制度と酒やアヘンの商取引の問題とが有機的に結びつけられており、イギリス帝国によってアジア各地に広められてしまったその「罪」の影響に対してグレゴリーらが責任を感じ、その悪影響を抑え込むことが、クエーカーのキリスト教徒としての自らの使命だと考えていたことがわかる。彼らはすでに1880年代末からインドや中国だけでなく日本の動きにも注目し、日本のキリスト教徒による社会改良運動に対して強い期待を寄せていたのである。

### Ⅲ グレゴリーの来日と廓清会

1911年から1912年にかけてのグレゴリーの日本派遣は、彼自身の個人的な申し出によるものではなく、ヨーロッパの広域に広がる万国廃娼同盟会の組織的活動の一環だった。そのため、グレゴリー個人にとって、その訪日は偶然に訪れたチャンスであり、彼が長年にわたって関心を持ち続けてきた日本の人々に対して、ようやく自らのメッセージを直接に伝える機会が巡ってきたのである。

日本派遣の適任者としてグレゴリーを推した万国廃娼同盟会英国支部は、前述のように機関誌『シールド』を刊行しているが、『シールド』でも、日本の公娼制度と廃娼運動についての記事が掲載されることがあった。たとえば、1900年10月に発行された『シールド』第3巻38号では、同年9月に救世軍の機関誌の一つである『デリヴァラー』に掲載されたマチルダ・ハッチャーの記事をもとに、同年7月の日本での救世軍の婦人救済所開設のニュースを伝えている<sup>(55)</sup>。1904年3月には、『シールド』第7巻第72号の巻頭論説をグレゴリーが執筆しており、自由廃業運動によって多くの娼妓が遊廓から出られるように日本の法律が変わったことを賞賛し、そのような日本の発展は、近代世界における驚異の一つだと述べている<sup>(56)</sup>。『シールド』のそれらの記事は、双方ともに救世軍に関する情報であることから、グレゴリーが救世軍の機関誌を日本の状況を知るための情報源の一つにしていたことが確認できる。

グレゴリーの来日が『廓清』誌上でその読者に伝えられたのは、廓清会発足から間もない1911年9月1日のことであった。その告知文には、同年4月の大火で焼けた吉原遊廓が再建されるであろうとの見通しが万国廃娼同盟会に伝わったために「熟議の結果、此方面に多大の経験と見識を有する、モーリス、グレゴリー氏を日本に派遣」することになったと記されている<sup>(57)</sup>。日本側の史料では、最初にその派遣について打診したのは、万国廃娼同盟会の側だったとされている。吉原の大火と廓清会結成の情報を得た万国廃娼同盟会から東京帝国

大学教授のルイス・ブリーデル (Louis Bridel) の妻に宛てて「廃娼運動について必要ならば応援の士を送らむ」との照会があり、廓清会が喜んでその派遣を依頼したところ、グレゴリーが適任者として選ばれたと記録されている<sup>(58)</sup>。また、グレゴリーの派遣に要した費用は、万国廃娼同盟会英国支部の幹部が負担したとのことであつた<sup>(59)</sup>。しかし、グレゴリー自身が執筆してオーストラリアで刊行した『1911年と1912年に日本とオーストラリアで用いられた事実』 (*Facts Used in Japan and Australia in 1911 and 1912*) の中では、廓清会から万国廃娼同盟会のジュネーブ本部に「日本で新たに始まった活動を手助けするために、40年にわたるヨーロッパの廃娼運動史に詳しい誰かを派遣してほしい」と問合せをしたことになっている<sup>(60)</sup>。日本からの要請の中に、派遣するのは英語が話せる人にしてほしいとの要望も含まれていたため、ジュネーブの本部からロンドンの英国支部へ問い合わせがあり、グレゴリーを派遣することになったと記録されている<sup>(61)</sup>。それらの史料から考え合わせると、派遣のもともとの発端が誰からの発信だったかは不明であるものの、廓清会と最初に連絡をとったのはジュネーブの万国廃娼同盟会本部であり、そこから英語の話者を求めてロンドンの英国支部へ連絡が行き、グレゴリーが、万国廃娼同盟会本部の要請に応じて訪日の準備を始めたのだと考えられる。グレゴリーは来日の直前、当時ロンドンにいた油谷治郎七<sup>(62)</sup>に、日本での廃娼運動の進め方について相談し、油谷は、島田三郎、矢島揖子、安部磯雄、山室軍平の4名に紹介状を書いて、グレゴリーに持たせた<sup>(63)</sup>。

グレゴリーは、日本への訪問を主目的として、その前後に複数の国や地域を歴訪した。それは移動距離が3万マイルに及ぶ約11ヶ月の旅だった<sup>(64)</sup>。彼は、1911年9月22日にロンドンを発ち、ロシアのモスクワに立ち寄り、シベリア経由で日本へ移動した<sup>(65)</sup>。彼を乗せた船が敦賀港に到着したのは同年10月9日の未明である<sup>(66)</sup>。その到着後にグレゴリーは、駐日イギリス大使のクロード・マクドナルド (Claude MacDonald) からこの日本訪問の成功を祈念する手紙を受け

取っており、<sup>(67)</sup>グレゴリーの来日は駐日イギリス大使館からも日英の外交関係に影響を及ぼしうると受けとめられていた可能性がある。グレゴリーに対しては、駐日アメリカ大使館の職員や駐日ロシア大使館の一等書記官からも、歓迎の意が伝えられた。<sup>(68)</sup>グレゴリーは、日本での約5ヶ月間の滞在中、後述のように数多くの講演を行い、日本政府の関係者らと面会した。1912年3月7日の長崎での演説会を最後に、翌日の8日、春日丸に乗船し、上海経由で香港へ向かった。<sup>(69)</sup>

香港を含む広東には10日間滞在し、その間、イギリス人やアメリカ人や中国人と交流した。その滞在中、中国人による二つの大きな集会で通訳付きの講演を行った。中国は、ちょうど辛亥革命の直後であり、革命の戦いの中で殺されたばかりの人々の棺が運び出されるのを街中で見かけるほどに、まだ危険な状態であった。<sup>(70)</sup>グレゴリーの関心は、新しい中華民国とイギリスとの関係にあり、イギリスが中華民国をアヘン取引に応じないからといって承認しないというような事態にならないよう、イギリス人自らが監視を続ける必要があると書いて<sup>(71)</sup>いる。

グレゴリーは香港を発った後、フィリピンに立ち寄り、現地の知事代理や警察長官や雑誌編集者らと会談した。アメリカ合衆国が豊富な資金を使ってパナマ運河を作っていることなどに言及しながら、アメリカによるフィリピン統治の印象を好意的に書き残している。<sup>(72)</sup>フィリピンの後で、ビスマルク諸島とニューギニアへ向かい、ラバウルでは現地在住の宣教師に街を案内してもらっている。<sup>(73)</sup>その後、万国廢娼同盟会英国支部の要請に応じてオーストラリアを訪問し、約3ヶ月半滞在した。シドニーやメルボルン等へ行き、クエーカーの人々と交流している。オーストラリアでは日本での滞在経験についてインタビューされ、グレゴリーは、オーストラリアの人々が懸念している日本からの侵略の可能性については根拠のない不安だと同地の人々に伝えた。<sup>(74)</sup>オーストラリアを1912年7月30日に発ち、旅の最後にセイロンのコロンボに寄り、彼のために開かれた現地の集会に参加してからイギリスに帰国した。<sup>(75)</sup>

日本滞在中のグレゴリーの主な講演や面会のスケジュールは下の【表】のとおりである。『廓清』『婦人新報』および地方新聞から確認できただけでも、彼は、東京、水戸、前橋、大阪、神戸、静岡、京都、長崎の各地で計16回の講演を行い、内務省と陸軍医務局の要人や警務長と面会し、大阪府知事を訪問している。また、群馬、大阪、静岡、京都で発足した廓清会の全ての支部の結成に関与した。グレゴリーの日本での活動のほぼ全てに、山室軍平や益富政助が同行しており、廓清会の役員でもあった彼らが通訳を兼ねて、グレゴリーの日本滞在をサポートしていたと考えられる。

【表】

年月日	事項	場所	参加者等
1911年10月21日	グレゴリー歓迎会 歓迎の辞：大隈重信（廓清会顧問）、江原素六、小崎弘道、大森兵蔵 グレゴリー「世界に於ける廃娼運動」	大隈重信邸（東京）	通訳：安部磯雄、ハーバー・H・コーツ、司会：矢島楯子 参加者：柏木義円、城戸順子ら数十名
10月22日	グレゴリー歓迎廓清大演説会 講演者：グレゴリー、山室軍平、安部磯雄、浮田和民、大森兵蔵 グレゴリー「教役者及基督教徒に訴ふ」	基督教青年会館（東京）	通訳：小畑久五郎
11月4日	グレゴリー、山室軍平、益富政助が、内務当局者と会見 グレゴリーからヨーロッパの廃娼運動の経過について説明し、軍隊と公娼制度の衛生問題、および自由廃娼運動について議論	内務省	内務当局者：床次竹二郎（内務次官）、古賀廉造（警保局長）、小橋一太（衛生局長）、小濱松次郎（警視庁第二部長）、他
11月14日	グレゴリー、山室軍平、益富政助が、陸軍省当局者と面会 森林太郎（軍医総監）と公娼と軍隊の関係について意見交換した後、山田弘倫（衛生課長）と面会	陸軍省医務局	日正信亮（陸軍主計監）の紹介による
11月16日	グレゴリーと東京市内のキリスト教の教役者たちとの会談 グレゴリー講演「欧州に於ける廃娼の事実」 山室軍平、益富政助による報告 斎藤壽雄（前群馬県会議長）の講演	基督教青年会館（東京）	司会：矢島楯子 通訳：山室軍平 参加した教役者：本多庸一（青山学院長）、井深梶之助（明治学院総理）、平岩愷保（中央会堂牧師）他、数十名
11月18日	グレゴリー講演「吉原廃止とその善後策」	中央バプテスト会館（東京）	通訳：高垣勲次郎（中央バプテスト会館） 参加者：約200名

年月日	事 項	場 所	参加者等
1911年11月24日	全国学生青年会大演説会 益富政助講演「廓清会とは何ぞや」 グレゴリー講演「英国における名誉同盟の現況」 山室軍平講演「純潔」	基督教青年会館 (東京)	参加者：約150名
11月25日	東京学院廓清演説会 益富政助講演「男女の貞潔」 グレゴリー講演「名誉同盟」 千葉勇五郎講演「修養の秘訣」	東京学院講堂 (東京)	主催：東京学院青年会 参加者：約80名
11月26日	フレンド教会演説会 益富政助講演「娼婦論の真義」 グレゴリー講演「青年と公娼問題」	芝三田フレンド 教会(東京)	主催：芝三田フレンド教会、 明治学院学生青年会 参加者：約150名
12月8日	中央会堂廓清演説会 山本邦之助講演「廓清会に就て」 安部磯雄講演「公娼廃止とその善後策」 グレゴリー講演「青年と公娼問題」	中央会堂(東京)	参加者：約350名
1912年1月11日	グレゴリーの娼婦演説会	フレンド教会 (茨城県水戸市)	
1月13日	廓清会群馬支部発会式および講演会 にグレゴリーが参加 講演者：松宮彌平、徳江亥之助、益 富政助、グレゴリー、内ヶ崎作三郎	臨江閣(群馬県 前橋市)	支部発会式参加者：約50名 講演会参加者：百数十名
1月20日	難波新地遊廓廃止演説会 講演者：グレゴリー、石橋為之助、 加藤直士、山室軍平、他	中之島公会堂 (大阪)	参加者：約3,500名
1月21日	グレゴリーの大阪府知事訪問 公娼制度の日英の違いについて議論	大阪府庁(大阪)	チャプマンが同席
1月24日	グレゴリーの各新聞社訪問	大阪	加藤直士が同行
1月27日	池上警務長のグレゴリー訪問 同日、廓清会大阪支部発会式あり 講演者：緒方銈次郎、長田時行、グ レゴリー、益富政助、江原素六	土佐堀青年会館 (大阪)	参加者：約600名
1月28日	グレゴリーの娼婦演説	神戸教会(兵庫 県神戸市)	参加者：約50名
2月26日	廓清会静岡支部発会式および大演説 会にグレゴリーが参加 支部発会式臨席：グレゴリー、島田 三郎、益富政助 益富政助講演「廓清会の過去・現在・ 将来」 グレゴリー講演「英国に於ける娼婦」 島田三郎講演「社会の基礎」	若竹座(静岡県 静岡市)	参加者：約1,800名
2月27日	グレゴリー氏送別大演説会 講演者：内ヶ崎作三郎、久下豊忠、 山室軍平、グレゴリー、島田三郎	基督教青年会館 (東京)	司会：益富政助 参加者：約1,500名

年月日	事項	場所	参加者等
1912年2月27日	グレゴリー送別会	神田多賀羅亭 (東京)	司会：益富政助 参加者：グレゴリー、島田三郎、島田信子、矢島楯子、山室軍平、ハーバー・コートツ、ギルバート・ポールズ、伊藤秀吉、生江孝之、小林富次郎、角谷和子、金井公一、市古万吉、加藤直士、大関和子、守屋東、内ヶ崎作三郎、矢吹幸太郎、山田彌十郎、山本邦之助、益富政助
3月2日	廓清会京都支部発会式および大演説会にグレゴリーが参加 益富政助講演 グレゴリー講演「公娼廃止の利害」 松浦有志太郎講演 服部綾雄講演	青年会館（京都府京都市）	司会：原田助（同志社社長） 祝辞：大隈重信、島田三郎 通訳：益富政助 参加者：シドニー・ギューリック他、約1,000名
3月7日	公娼廃止演説会 グレゴリー講演「公娼廃止の理由」	袋町青年会館 (長崎県長崎市)	

グレゴリーの講演の内容は、そのほとんどが、イギリスを中心とするヨーロッパでの公娼廃止や廃娼運動の経験についてだった。その廃娼論の要点は、宗教上および道徳上の利点と、衛生上の利点の2つである。しかし、内務省や陸軍省等で行政に携わる人々と面会した際、グレゴリーに寄せられた質問は、ほとんどが後者の衛生問題、すなわち、公娼制度が性感染症を予防する効果についてであり、特に、軍隊と公娼制度との関係に焦点が当てられていた<sup>(76)</sup>。グレゴリーは、そのような日本の統治者側の関心に沿った解説用のイギリスのデータを、あらかじめ用意していたと考えられ、後に『廓清』に掲載された「公娼制度のなき英国」というタイトルの無記名の記事と内容的に一致する2枚の英文のチラシ（「公娼制度のなき英国」"England without State Regulation of Vice", 「イギリス本国の軍隊—公娼廃止前後の46年間」"England Home Army: Forty-six Years with and without Regulation"）は、その解説用に日本にも持ち込まれていた資料だったと推測される<sup>(77)</sup>。それらのチラシは、特にイギリス本国の陸海軍で廃娼実施後に劇的に性感染症患者が減っていったことについて、医師が作成した統計をもとに、わかりやすくグラフ化して解説を加えたもので、一目

で廢娼の利点が伝わるように構成されている。そして、そのチラシに示されたような統計を用いたアピールの手法は、グレゴリーの帰国後も、廓清会の言論活動の基調をなしていった。

しかし、日本に滞在中のグレゴリー自身は、社会改良の基盤としての統計の整備よりも、日本人のキリスト教信仰の深まりに、より強い期待を寄せていたと考えられる。グレゴリーが、日本での5ヶ月間の滞在中に何に対して最も強い関心を持ったかを探る上で、手がかりになるのは、彼がその滞在経験について記した3つの英文の回想録である。1つ目は前述の『1911年と1912年に日本とオーストラリアで用いられた事実』であり、その他に『極東におけるキリスト教の教義の広がり』(*The Spread of Christian Principles in the Far East*)と「日本における〈時代を受け継ぐ者〉」("An "Heir of the Ages" in Japan")と題された原稿がある。<sup>(78)</sup>それらの回想録には、遊廓そのものについてはほとんど何も記されておらず、旅先の各地で出会ったキリスト教徒との交流の記録に、かなりの紙幅が割かれている。グレゴリーは、万国廢娼同盟会から派遣された者として近代公娼制度についての講演や会談を繰り返し行ったが、個人としては、廢娼運動に取り組む人々の信仰の在り方に関心を向けていたようである。

特に、後の2つの回想録からは、山室軍平のリーダーシップに強い期待を寄せていたことが読み取れる。「日本における〈時代を受け継ぐ者〉」の方は全3頁の短い文書であるが、その全体が、山室軍平を称賛するものになっている。<sup>(79)</sup>グレゴリーは日本での滞在中、クエーカーのギルバート・ボウルズ (Gilbert Bowles) の家に寄宿していたため、彼自身と同じクエーカーに属する人々とも出会う機会が多かったと考えられるが、それでもなお、彼が日本で出会った人々のうち最も共感を寄せたのは、救世軍の山室だったと考えられるのである。もう一人、彼が特に称賛しているのは矢島楯子である。グレゴリーは、矢島が日本の廢娼運動のリーダーであり、日本のジョセフィン・バトラーであると評している。<sup>(81)</sup>グレゴリーの来日当時の日本のクエーカーは平和運動に熱心で、禁

酒運動にも着手していたものの、廃娼運動にはほとんど関心を寄せていなかった。<sup>(82)</sup>そのため、日本のクエーカーの人々には、グレゴリーの主張や活動が新しくラディカルなものとして受けとめられたと考えられる。

グレゴリーは「日本における〈時代を受け継ぐ者〉」の中で、山室軍平について、自らはキリスト教徒として生きながらもキリスト教徒ではない人々の暮らしの中へ入り込んでいく時の姿勢として、彼ほど優れた手本を示せる人は他にいないと述べている。山室の生家が貧しかったことや、彼が新島襄を通じて知ったジョージ・ミュラーの本を借りて何度も読んだこと、印刷工として働いたこと、そして新島が創立した同志社で学びたいと願って学費を得るために苦労を重ね、彼の周囲の人もその工面のために自らを犠牲にしてまで協力したことなどを記している。その頃に山室がクエーカーの創始者であるジョージ・フォックスのジャーナル（日記）を読んで精神的に助けられたというエピソードなども紹介している。山室が後に、自分の息子の名前を、救世軍の創始者であるウィリアム・ブースとクエーカーのフォックスの2人にちなんで武甫<sup>ぶほ</sup>と名付けた事実も、グレゴリーを感激させたようである。

また、グレゴリーは山室について、救世軍内だけでなく、日本人のいるところであれば世界中のどこにでも強い影響力を及ぼしている人物であると高く評価した。日本に来る途中のシベリア鉄道の中で、イギリス留学から帰国途中の若い日本人男性と出会って話してみたところ、その彼が6年前に日本で聴いた山室の演説がずっと心に残り続けていると語ったことや、大阪の難波新地遊廓廃止演説会で山室の演説が多くの聴衆を魅了しているところをグレゴリー自ら目撃したことなどを例に挙げている。山室らが率いた自由廃娼運動についても、それが日本政府の公娼制度に対する姿勢を変化させる効果を持ったと高く評価している。そしてその山室軍平に焦点を当てた回想録の最後を「日本と中国へのキリスト教の宣教については、イギリスがその二つの国に対して行えるかもしれない良いことについて考えるだけでなく、日本と中国の側がイギリスにも

たらしめてくれるにちがいない素晴らしい恩恵についても、同時に考える必要がある」という文章で締めくくっている。

前述のように、グレゴリーは青年期に救世軍の影響を受けており、インドにいた頃には、彼自身、売春を強制された少女の裁判闘争や救済活動に関与したことがあった。1894年1月、ダイアーらの『ボンベイ・ガーディアン』が違法なアヘン窟を告発する記事を掲載した際、アヘン窟の側ではなくそれを告発したキリスト教の宣教師らの側が起訴される事件が起きたことがあったが、それに対して、インドの救世軍の機関紙『(インディアン) ウォー・クライ』(*Indian War Cry*) が『ボンベイ・ガーディアン』のアヘン取引廃絶運動を援護する声明を出したことを、グレゴリーは自ら執筆した本の中に書き残している。<sup>(83)</sup> そのようにグレゴリーは来日前にも救世軍といくつかの接点を持っており、彼が自由廃業運動に深く関与した救世軍の山室軍平を最も大切な日本の「友人」だと思ふようになったのは、2人がそれぞれに取り組んできた活動に深いつながりが見出されたからだと考えられる。

グレゴリーの来日の回想録からは、そのように、日本のキリスト教徒との交流が深められていった様子を伺い知ることができる。初期の廓清会の中心メンバーの中には、山室軍平や益富政助だけでなく、島田三郎、安部磯雄、内ヶ崎作三郎など、英語を自由に使いこなせる人も多く、彼らの交流は、公娼制度の廃止問題だけでなく、信仰や生き方に関わる対話の機会になっていたと考えられるのである。

#### IV おわりに——グレゴリーの来日が日本社会に与えた影響

グレゴリーの来日は第一に、廓清会内外の日本人に、公娼廃止は日本国内だけの問題ではなく国際的に取り組まれている重要課題であるとの意識を強く抱かせることになった。グレゴリーが日本各地で実施した講演や『廓清』に掲載

された講演録を通じて、日本語でも、イギリスを中心に広がったヨーロッパの廃娼運動の歴史的経緯の概要を知ることができるようになったからである。また、グレゴリーが英領インドでの廃娼運動にも深く関与していたことから、近代公娼制度の歴史は、帝国の植民地支配との結びつきにおいて捉えられることになった。『廓清』誌上においても近代公娼制度とアヘン問題の類似性が指摘されているのは、その証左の一つである<sup>(84)</sup>。さらに、グレゴリーの来日をきっかけとして廓清会が万国廃娼同盟会に加盟したことは、廓清会の人々の意識をいっそう海外へと向けさせ、グレゴリーの帰国後も、廃娼運動の国際性が意識され続けることにつながったと考えられる。

第二に、イギリスを中心とするヨーロッパの廃娼運動との連携は、発足したばかりの廓清会に権威の裏付けを与え、その活気を増すことにつながった。当時の日本では、日英同盟を背景にイギリスとの外交関係が重視されていたため、駐日イギリス大使とも連絡を取り合っているグレゴリーの廃娼演説は、日本政府に対する実効性のある圧力になりえたと考えられる。

第三に、公娼廃止が性感染症患者の減少につながるというグレゴリーらの主張が、医学統計を用いた手法によって論理的に解説され、それが廓清会員に説得力を持つものとして受けとめられたことが、その後の廓清会において、学術調査を重視する傾向を強めたと考えられる。医学の専門家として初期の廓清会を支えた京都帝国大学教授の松浦有志太郎も、この時期、グレゴリーと直接面会している<sup>(85)</sup>。

廓清会はその後、約34年間、日本の廃娼運動のネットワークの中心となって活動を続けたが、その間、イギリスの公娼廃止の経験は、良き前例として、たびたび参照されることになった。その点において、グレゴリーが来日よりもずっと前から日本人に伝えたいと希望していた（近代公娼制度ではなく）廃娼こそがイギリス的なものであるというメッセージは、彼の願いどおりに届けられたといえる。しかし、グレゴリーの主張の核にあったはずの〈帝国の「罪」〉とし

ての近代公娼制度〉という捉え方が廓清会の参加者にどの程度の深度で受けとめられたかという点については、グレゴリー自身の思想的限界も含め、引き続き慎重に検証を進めていきたい。たとえば、グレゴリーは益富政助の満洲における婦人救済の取り組みを賞賛し、自分たちのインドでの取り組みとの類似性を強調しているが<sup>(86)</sup>、社会改良運動に帝国の拡大そのものへの批判的視点が欠けていたとすれば、それはかえって帝国の支配を補強した可能性もある。グレゴリーを含め万国廢娼同盟会に集った人々が、社会改良運動と帝国による植民地支配の関係をどのように捉えていたかという点についての検討は、今後の課題としたい。

\*本研究は、JSPS 科研費 JP15K01917、JP18K11898の助成を受けたものです。

## 注

- (1) 万国廢娼同盟会は、『廓清』誌上では、The International Federation for the Abolition of State Regulation of Prostitutionと紹介されているが<sup>(87)</sup> (Maurice Gregory, "Some Facts on Regulation and Abolition in Europe", 『廓清』1巻6号)、イギリスで発行された文書の多くがThe International Federation for the Abolition of the State Regulation of Viceと記していることから、本稿では後者を使用する。『廓清』は龍溪書舎から刊行された復刻版(1980年)を参照した。
- (2) 拙著『性を管理する帝国—公娼制度下の「衛生」問題と廢娼運動』大阪大学出版会、2017年、399-400頁。
- (3) Maurice Gregory, *The European Movement for the Abolition of State Regulation of Vice: A Brief Summary of the Facts Used by Maurice Gregory in Very Numerous Interviews with the Japanese, in Newspaper Articles in the Japanese Press, and in Many Public Meetings in Japan, during the Winter of 1911-12*, Tokyo: Kyo-bunkan, 1912, p.10. 本書は『欧州諸国醜業公認制度廢止運動』(益富政助編、廓清会本部発行、1913年)の原本である。
- (4) *The Banner of Asia*, No.10, November 1889, p.137.
- (5) 前掲『欧州諸国醜業公認制度廢止運動』16頁。
- (6) 「廓清会紀要」『廓清』第2巻第3号、1912年3月15日、46頁。

- (7) Maurice Gregory, *Facts Used in Japan and Australia in 1911 and 1912*, Perth, Western Australia: V. K. Jones & CO., p.14.
- (8) 「グレゴリー氏を送る」『廓清』第2巻第3号、1912年3月15日、4頁。
- (9) 「廓清会紀要」『廓清』第2巻第2号、1912年2月15日、47頁。以下、筆者（林）による引用文への補足は〔 〕内に記した。
- (10) 前掲『欧州諸国醜業公認制度廃止運動』3頁、山室軍平「グレゴリー氏の功績」『廓清』第22巻第12号、2頁。
- (11) 前掲「グレゴリー氏の功績」によれば、この時にグレゴリーが入学したのは「フレンド派の学校」であり「男女共学を英国で最も早く遣り出した学校」であると説明されているが、それは、ウィンズクーム (Winscombe) のシドコット・スクール (Sidcot School) のことだと推定される。シドコット・スクールの歴史については、同校のホームページを参照した (<https://www.sidcot.org.uk>、2020年10月1日閲覧)。
- (12) 前掲「グレゴリー氏の功績」。
- (13) モーリス・グレゴリー「留別の辞」『廓清』第2巻第3号、1912年3月15日、5-6頁。
- (14) 前掲「留別の辞」7頁。
- (15) モーリス・グレゴリー「世界に於ける廃娼運動」『廓清』第1巻第5号、1911年10月31日、4頁。英語の原文 "The World Movement for Abolition of State Regulation of Vice" は『廓清』同号末尾に掲載されている。
- (16) "Maurice Gregory Introduced", in *The Light: Official Organ, World Purity Federation*, 1922, p.17.
- (17) 前掲注15。
- (18) *Supra* note 16.
- (19) *Ibid.*
- (20) 前掲注12。
- (21) ハーパー・コーツ「序」前掲『欧州諸国醜業公認制度廃止運動』2頁。*Rapports Préliminaires*, Brussels: Lamertin, 1899, p.39.
- (22) *Report of the Work of M. Gregory from Oct. 1902 to April 1903 Inclusive.*
- (23) *Ibid.*
- (24) 前掲『欧州諸国醜業公認制度廃止運動』53-55頁。
- (25) 前掲注15。
- (26) 前掲「グレゴリー氏の功績」、油谷生「モウリス・グレゴリー氏を悼む」『廓清』第22巻第12号、1932年12月10日、4頁。
- (27) 『アジアの旗』に創刊号から掲載されていた広告による。
- (28) この日本語訳は、同時期に日本で刊行されていた『文語訳旧約聖書』（日本聖書協会）から引用した。
- (29) "In the Name of the Lord of Hosts", in *The Banner of Asia*, No.1, January 1889, p.1. この讃美歌は『讃美歌 第1篇』（讃美歌委員会編、1903年）では第273番「みよや

じふじの」として掲載されており、「みよやじふじの 旗たかし きみなるエスは さきだてり すすめつはもの すすみゆき あたをおそれず たたかへよ」と訳されている。

- (30) 『アジアの旗』の表紙には、「『アジアの旗』は、東洋のイギリス領地での政府による不正な買売春制度と酒やアヘンの取引の即時中止を求める」と記されている。
- (31) 『アジアの旗』に創刊号から掲載されていた広告による。
- (32) 同前。
- (33) 同前。
- (34) 同前。
- (35) 同前。
- (36) Wallace J.Gladwin, "Go Forward", in *The Banner of Asia*, No.1, January 1889, p.5.
- (37) Helen S. Dyer, "The Patna Case: Luchmin's Cause, the Cause of Indian Womanhood", in *The Banner of Asia*, No.1, January 1889, pp.7-10.
- (38) "Notes and Comments", in *The Banner of Asia*, No.7, July 1889, p.77.
- (39) 「藻志穂草 第8回」『東京婦人矯風雑誌』第13号、1889年4月。『東京婦人矯風雑誌』は不二出版から刊行された復刻版（1985年）を参照した。
- (40) "The Wrongs of Indian Women: The Hindu Widow Question", in *The Banner of Asia*, No.1, January 1889, p.11.
- (41) Ibid.
- (42) Ibid.
- (43) Maurice Gregory, *Indian Law on the Social Evil*, London: Friends' Repeal Association, 1908.
- (44) 大川由美「近代検査制度の導入と英国「伝染病予防法」—英国海軍医官 G. B. ニュートンを中心に」『日本歴史』第623号、2000年、同「近代検査制度の導入と梅毒病院—英国公使館から見た日本の梅毒」福田真人・鈴木則子編『日本梅毒史の研究—医療・社会・国家』思文閣出版、2005年、前掲『性を管理する帝国』41-45頁。
- (45) "An Appeal to the Japanese Government", in *The Banner of Asia*, No.3, March 1889, p.25.
- (46) Ibid.
- (47) Ibid.
- (48) Maurice Gregory, *The Crowning Crime of Christendom. With a Short History of the Effort of the Society of Friends for its Abolition*, London: Dyer Brothers, 1896, pp.27-28.
- (49) "Notes and Comments", in *The Banner of Asia*, No.6, June 1889, p.68.
- (50) 日本初の日本語のキリスト教系の定期刊行物は『七一雑報』である。『七一雑報』の位置付けについては、笠原芳光「週刊紙としての『七一雑報』」同志社大学人文科学研究所編『「七一雑報」の研究』同朋舎出版、1986年、参照。

- (51) "Temperance News of the East", in *The Banner of Asia*, No.7, July 1889, p.90.
- (52) "Temperance News of the East", in *The Banner of Asia*, No.8, August 1889, p.104.
- (53) Donald Matheson, "China and Japan - A Striking Contrast", in *The Banner of Asia*, No.12, December 1889, p.150.
- (54) Maurice Gregory, "Why Missionaries should help in the Abolition of State Regulated Vice", London: Friends' Association for Abolishing State Regulation of Vice, July 1st 1898.
- (55) "Japan", in *The Shield*, Vol.3 No.38, October 1900, p.70. マチルダ・ハッチャーによる『デリヴァラー』の記事については、拙稿「自由廃娼運動と救世軍の日英関係」『キリスト教社会問題研究』第68号、51頁、参照。
- (56) Maurice Gregory, "Abolitionist Notes", in *The Shield*, Vol.7 No.72, March 1904, p.19.
- (57) 「万国廃娼同盟会は本邦に一会員を派遣せんとす」『廓清』第1巻第3号、1911年9月1日。
- (58) 記者「グレゴリー氏来る」『廓清』第1巻第5号、1911年10月31日、55頁。なお、万国廃娼同盟会の英国支部からは、矢島楯子、山室軍平、ハーバー・コートツに対して、派遣員を送るとの申し出の手紙が送られたとも記録されている（高原かう「本部の一年間」『婦人新報』1912年9月）。『婦人新報』は不二出版の復刻版を使用した。
- (59) 前掲コートツ「序」3頁。
- (60) Gregory, *supra* note 7, p.7.
- (61) *Ibid.*
- (62) 油谷治郎七については、香川孝三「油谷治郎七」『同志社時報』第96号、1993年11月、参照。
- (63) 前掲「モウリス・グレゴリー氏を悼む」。
- (64) Maurice Gregory, *The Spread of Christian Principles in the Far East*, p.1.
- (65) Gregory, *supra* note 7, p.7.
- (66) 前掲「世界に於ける廃娼運動」、5頁。
- (67) Gregory, *supra* note 7, p.8.
- (68) *Ibid.*
- (69) 『廓清』第2巻第3号、1912年3月15日、7頁。
- (70) Gregory, *supra* note 64, p.4.
- (71) Gregory, *supra* note 64, p.5.
- (72) Gregory, *supra* note 64, p.6.
- (73) Gregory, *supra* note 64, p.7.
- (74) Gregory, *supra* note 64, p.8.
- (75) Gregory, *supra* note 64, p.1, p.8
- (76) 「廓清会紀要」『廓清』第2巻第1号、1912年1月1日、43頁。
- (77) グレゴリーが日本を発った後に『廓清』第2巻10号に掲載された「公娼制度のなき

英国」という記事は、無記名であるが、筆者はその記事の内容が、LSEの女性図書館に所蔵されている"England without State Regulation of Vice"と"England Home Army: Forty-six Years with and without Regulation"というタイトルの2枚のチラシと一致することを確認した。それらのチラシには、作成者としてモーリス・グレゴリーの名前が明記されている。したがって、「公娼制度のなき英国」という記事は、グレゴリー本人が作成して来日時に持ち込んだ2枚のチラシを廓清会のメンバーが直訳し、併せて1つの記事として掲載したものと推定される。

- (78) それら2つの原稿は、いずれもアムステルダム国際社会史研究所に所蔵されており、同じファイルに収められている。国際社会史研究所はそれらは1915年に書かれたものと推定しているが、*The Spread of Christian Principles in the Far East*の抄訳(モーリス・グレゴリー「東洋に於ける基督教主義の伝播」)が1914年9月発行の『廓清』第4巻第9号に掲載されていることから、その原本は、すでに1914年には公刊されていたと考えられる。『廓清』の抄訳にはその原本が益富政助への手紙に同封された「濠州及び英国」紙上に記載したる別紙」のことで付記されているが、その『濠州及び英国』は、未見である。
- (79) Maurice Gregory, *An "Heir of the Ages" in Japan*, pp.1-3.
- (80) Gregory, *supra* note 64, p.2.
- (81) *Ibid.*
- (82) 『基督友会五十年史』によれば、基督友会の「事業」の4項目(教育事業、社会事業、青年事業、奉仕団)のうち、社会事業として、禁酒運動、平和運動、医療事業が挙げられているが、娼妓運動は同会の「事業」の項目とはなっていない。同書所収の「基督友会沿革史略」の1912年12月の箇所には「従来友会は伝道方面に多く力を注ぎたりしも、今後社会的方面禁酒・平和・保健・娼妓其他の事業に力を用ふることに決す」と記録されているが(131頁)、別の箇所では「此の議は実行に至らなかった」とも記されている(65頁)(平川正壽編『基督友会五十年史』基督友会日本年会、1937年(『近代日本キリスト教名著選集』第Ⅱ期キリスト教教派史篇、第15巻所収、日本図書センター、2003年))。
- (83) Maurice Gregory, *The Stand for Righteous Rule in India*, London: Dyer Brothers, 1900?, pp.3-9, p.29. なお、本書には、ボンベイにグレゴリーが暮らしていた1889年頃、彼の住まいのターデオに近いグラント・ロードに、救世軍の士官が2名住んでいたとも記されている(20頁)。
- (84) 「廓清余録 阿片禁止に倣へ」『廓清』第2巻第9号、1912年9月15日、39頁。
- (85) 【表】にも示したように、1912年3月に開催された廓清会京都支部の演説会には、グレゴリーが演説者として招かれたが、松浦も当日の演説者の一人であり、一緒に写った集合写真が『廓清』第2巻第5号の巻頭に掲げられている。
- (86) 前掲注14、7頁。

(第20期第2研究会による成果)